

企業所得税率：25%か15%か

HNTE認定なし

25%

税額：250万人民元

HNTE認定あり

15%

税額：150万人民元

差額：年間100万人民元（約14万ドル）

課税所得1,000万人民元（約140万ドル）の場合の試算

中華人民共和国企業所得税法 第28条

研究開発費の加算控除：2つの控除率

200%

基本制度

- 全業種、期限なし
- 500万元支出 → 1,000万元控除

220%

拡充措置

- 集積回路（集成电路）
- 工作機械（工业母机）
- 2023年1月1日～2027年12月31日

資産計上

無形資産に計上した費用は取得価額の200%を基準に償却（上記2業種は220%）

加算控除は15%の税率を適用する「前」に課税所得を減らすため、優遇効果が掛け合わされる

財政部・国家税務総局・国家発展改革委員会・工業情報化部 公告2023年第44号

高新技术企業（HNTE）認定の6条件

1つでも欠ければ不認定

1 知的財産権 — 中国本土で企業が独占的権利を保有

2 技術分野 — 国家カタログ掲載製品、8分野

3 人員 — 従業員の10%以上が研究開発に従事

4 研究開発費 — 売上高の3%/4%/5%以上（売上規模に応じた段階制）

5 ハイテク収入 — 総収入の60%以上

6 専門家評価 — 100点満点中71点以上

弱い指標を強い指標で補うことはできない

研究開発費の基準は売上高で決まる

前年度売上高

研究開発費の最低比率

2億元超
（約2,800万ドル）

3%以上

5,000万～2億元

4%以上

5,000万元以下

5%以上

このうち60%以上は中国国内で支出する必要がある

旧基準の6/4/3%は今も概説記事で見られる。現行基準は5/4/3%

100点満点中71点——認定の最低ライン

71/100——合格ライン



- 知的財産権 — 30点
- 科学技術成果の実用化 — 30点
- 社内の研究開発管理 — 20点
- 企業の成長性 — 20点

評価の6割を知的財産と成果の実用化が占める。「金庫に眠る」特許は得点にならない

自己評価から15%の税率適用まで

- 1 自己評価・受付開始の2～3か月前**
6条件に基づく試算、知的財産の棚卸し
- 2 登録・受付開始前**
全国HNTE認定プラットフォーム
- 3 申請書類の提出・省の受付期間**
費用の特別監査、売上高の監査、研究開発報告書
- 4 審査・3～6か月**
評価、リストの公示、証書交付
- 5 税率の適用**
企業所得税の年度申告

ミスの代償

- △ 発票（fapiao）のない費用は一切認められない
- △ 中国国外での研究開発は60%基準に算入されない
- △ 過少納付税額の50～500%の罰金＋1日0.05%の延滞金（年率18%超）

中華人民共和國稅收徵收管理法 第63條

HNTE証書：有効期間3年とチェックポイント

1か月目

証書交付、15%の税率を適用

30か月目

再認定の準備開始：費用監査、
知的財産ポートフォリオ、ハイ
テク収入比率の確認

36か月目

有効期限満了

期限満了から新証書交付までに空白期間 = 課税期間全体を25%で再計算

CONTACTS

VITA LIBERTA LIMITED

www.vitaliberta.hk

Office room 68, 7/F, Woon Lee Commercial Building, 7 Austin Ave, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

+852 6841 6177



legal@vitaliberta.com



Hangzhou office (China):

Room 815, Building 3, Zhonghao Wangjiang International, No. 332 Wangjiang East Road, Shangcheng District, Hangzhou City

Direct line:

+86 130 7361 7169